

平成24年3月16日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 杉原利明	2番 須山敏夫	3番 篠原多恵子
4番 新家良和	5番 福岡誠志	6番 小田伸次
7番 岡田美津子	8番 久保井昭則	9番 池田徹
10番 穴戸稔	11番 保実治	12番 亀井源吉
13番 伊達英昭	14番 近藤勉	15番 林千祐
16番 助木達夫	17番 大森俊和	18番 竹原孝剛
19番 平岡誠	20番 國岡富郎	21番 木村春雄
22番 伊達亮詞	23番 沖原賢治	24番 向井殿逸司
25番 黒瀬健郎	26番 菅三司	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 増田和俊	副市長 高岡雅樹
副市長 津森貴行	総務部長 元廣修
財務部長 中原環	地域振興部長 藤井啓介
福祉保健部長 森田和利	子育て支援部長 谷本富美江
総合窓口センター部長 瀧奥恵	市民病院部事務部長 田邊俊
教育長 児玉一基	教育次長 白石欣也
建設部長 花本英蔵	水道局長 上岡譲二
産業部長 堂本昌二	君田支所長 平岡淳
布野支所長 反田博美	作木支所長 瀧奥祥二郎
吉舎支所長 藤原晴彦	三良坂支所長 渡辺健次
三和支所長 行原雅典	甲奴支所長 小川恒
監査事務局長 伊川文雄	選挙管理委員会事務局長 池田祐治
農業委員会事務局長 高家幸男	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局次長 福永清三	次長 勝山修
議事係長 中村静明	政務調査係長 池本敏範
政務調査主任 瀧熊圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		(総務常任委員長報告) 三次長寿村について
第 2	議案第22号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第32号 議案第36号 議案第37号 議案第38号	(総務常任委員長報告 8 件) 三次市公共施設等整備基金条例 (案) (原案可決) 三次市防災会議条例及び三次市水防協議会条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市職員の勤務条件の見直しのための関係条例の整備等に関する条例 (案) (原案可決) 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 指定管理者の指定について (原案可決) 過疎地域自立促進計画の変更について (原案可決) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (原案可決)
第 3	議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第34号 議案第35号 請願第 1 号 請願第 2 号	(教育民生常任委員長報告 8 件) 三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市介護保険条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について (原案可決) 障害者総合福祉法の制定を求める意見書の提出について (採択) 幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策について (採択)

日程番号	議案番号	件名
第 4	議案第23号 議案第27号 議案第33号	(産業建設常任委員長報告3件) 三次市有林条例(案)(原案可決) 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
第 5	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号	(予算特別委員長報告21件) 平成24年度三次市一般会計予算(案)(原案可決) 平成24年度三次市国民健康保険特別会計予算(案)(原案可決) 平成24年度三次市診療所特別会計予算(案)(原案可決) 平成24年度三次市介護保険特別会計予算(案)(原案可決) 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計予算(案)(原案可決) 平成24年度三次市土地取得特別会計予算(案)(原案可決) 平成24年度三次市下水道事業特別会計予算(案)(原案可決) 平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計予算(案)(原案可決) 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計予算(案)(原案可決) 平成24年度三次市病院事業会計予算(案)(原案可決) 平成24年度三次市水道事業会計予算(案)(原案可決) 平成23年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)(原案可決) 平成23年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)(原案可決) 平成23年度三次市診療所特別会計補正予算(第2号)(案)(原案可決) 平成23年度三次市介護保険特別会計補正予算(第3号)(案)(原案可決) 平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)(原案可決) 平成23年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)(原案可決) 平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)(案)(原案可決)

日程番号	議案番号	件名
第 5	議案第19号	平成23年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案） （原案可決）
	議案第20号	平成23年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）（原案可決）
	議案第21号	平成23年度三次市水道事業会計補正予算（第2号）（案）（原案可決）
第 6	議案第49号	三次市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
第 7	議案第39号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
	議案第40号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
	議案第41号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
	議案第42号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
第 8	議案第43号	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて（同意）
第 9	議案第44号	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて（同意）
第10	議案第45号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて（同意）
	議案第46号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて（同意）
第11	議案第47号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
	議案第48号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
第12	発議第1号	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
第13	発議第2号	障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書（案）（原案可決）

日程番号	議案番号	件名
第14		選挙管理委員及び補充員の選挙について（当選）
第15	<p>平成23年 陳情第4号</p> <p>平成23年 陳情 第5-1号</p> <p>平成23年 請願第1号</p> <p>平成23年 陳情 第5-2号</p>	<p>（閉会中継続審査申出事件4件）</p> <p>.....</p> <p>（総務常任委員会）</p> <p>財団法人三次市開発公社の債務処理について</p> <p>三次市粟屋町前大平地区の生活環境の整備について</p> <p>（教育民生常任委員会）</p> <p>国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書の提出等について</p> <p>三次市粟屋町前大平地区の生活環境の整備について</p>

平成24年3月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成24年3月16日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		(総務常任委員長報告) 三次長寿村について……………	241
第 2		(総務常任委員長報告 8 件)	
	議 22	三次市公共施設等整備基金条例 (案) ……………	242
	議 24	三次市防災会議条例及び三次市水防協議会条例の一部を改正 する条例 (案) ……………	242
	議 25	三次市職員の勤務条件の見直しのための関係条例の整備等に 関する条例 (案) ……………	242
	議 26	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) ……………	242
	議 32	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例 (案) ……………	242
	議 36	指定管理者の指定について……………	242
	議 37	過疎地域自立促進計画の変更について……………	242
	議 38	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………	242
第 3		(教育民生常任委員長報告 8 件)	
	議 28	三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正す る条例 (案) ……………	243
	議 29	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) ……………	243
	議 30	三次市介護保険条例の一部を改正する条例 (案) ……………	243
	議 31	三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例 (案) ……………	243
	議 34	三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (案) ……………	244
	議 35	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	244
	請 1	障害者総合福祉法の制定を求める意見書の提出について……………	244

日程番号	議案番号	件名
第 3	請 2	幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策について…………… 244
第 4	議 23 議 27 議 33	(産業建設常任委員長報告 3 件) 三次市有林条例 (案) …………… 246 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例 (案) …………… 246 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) …………… 246
第 5	議 1 議 2 議 3 議 4 議 5 議 6 議 7 議 8 議 9 議 10 議 11 議 12 議 13 議 14 議 15 議 16 議 17	(予算特別委員長報告 21 件) 平成24年度三次市一般会計予算 (案) …………… 247 平成24年度三次市国民健康保険特別会計予算 (案) …………… 247 平成24年度三次市診療所特別会計予算 (案) …………… 247 平成24年度三次市介護保険特別会計予算 (案) …………… 247 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計予算 (案) …………… 248 平成24年度三次市土地取得特別会計予算 (案) …………… 248 平成24年度三次市下水道事業特別会計予算 (案) …………… 248 平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計予算 (案) …………… 248 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計予算 (案) …………… 248 平成24年度三次市病院事業会計予算 (案) …………… 248 平成24年度三次市水道事業会計予算 (案) …………… 248 平成23年度三次市一般会計補正予算 (第 7 号) (案) …………… 248 平成23年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (案) …………… 248 平成23年度三次市診療所特別会計補正予算 (第 2 号) (案) …… 248 平成23年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) (案) …………… 248 平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (案) …………… 248 平成23年度三次市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (案) …………… 248

日程番号	議案番号	件名
第 5	議 18	平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）…………… 248
	議 19	平成23年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）…………… 248
	議 20	平成23年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）…………… 248
	議 21	平成23年度三次市水道事業会計補正予算（第2号）（案）…………… 248
第 6	議 49	三次市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…………… 251
第 7	議 39	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 252
	議 40	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 252
	議 41	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 253
	議 42	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 253
第 8	議 43	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて…………… 254
第 9	議 44	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて…………… 255
第10	議 45	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて…………… 255
	議 46	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて…………… 255
第11	議 47	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて…………… 256
	議 48	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて…………… 256
第12	発 1	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）…………… 257
第13	発 2	障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書（案）…………… 258
第14		選挙管理委員及び補充員の選挙について…………… 260

日程番号	議案番号	件名
第15		(閉会中継続審査申出事件4件) 261
		(総務常任委員会)
	平成23年陳4	財団法人三次市開発公社の債務処理について..... 261
	平成23年陳5-1	三次市粟屋町前大平地区の生活環境の整備について..... 261
	平成23年請1	(教育民生常任委員会) 国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書の提出等につ て..... 261
平成23年陳5-2	三次市粟屋町前大平地区の生活環境の整備について..... 261	


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（木村春雄君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様には、大変お忙しい中お越しいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は3月定例会最終日であります。各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は26人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、林議員及び近藤議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告

三次長寿村について

○議長（木村春雄君） 日程第1、三次長寿村についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 穴戸 稔君、挙手して発言を求め）

○議長（木村春雄君） 穴戸総務常任委員長。

〔総務常任委員長 穴戸 稔君 登壇〕

○総務常任委員長（穴戸 稔君） 皆さんおはようございます。

総務常任委員会において、閉会中継続審査案件としております三次長寿村問題について、その審査の経過と現状、意見について御報告申し上げます。

本委員会では、平成22年5月にこの問題が発生して以来、11回の委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、審査を行うとともに、参考人として財団法人三次市開発公社理事長を招致し、詳しく状況確認を行いました。また、平成22年及び平成23年の議会報告会において重要課題として審査状況等の報告を行うとともに、市民の皆さんから多くの貴重な意見もいただいたところであります。

問題のこれまでの経過と現状について御報告いたします。

三次市開発公社からの土地・建物の貸借人でありました有限会社湯快の社長の突然の失踪が平成22年5月でございました。その後、土地・建物については、判決により同年12月に明け渡しが確定し、三次市開発公社において新たな借手を探され、数社と協議されましたが、施設の老朽化等の理由により、それ以上の進展はなく、これを断念せざるを得ない結果となり、現在も施設管理は三次市開発公社が行っております。この間、経営努力として、土地の一部を駐車場として老人保健施設と賃貸借契約されたことは評価するところであります。

自主再建が断念されたことから、最大の課題は、7,193万円の三次市開発公社の債務処理となり、これに関して、昨年8月から債権者であるJA三次の代理人弁護士と三次市開発公社及び三次市の代理人弁護士間において調整協議がされており、今月6日には、司法の場における解決を目指して、広島地方裁判所にJA三次代理人弁護士から三次市開発公社と三次市を相手

方として調停の申し立てがされたところであります。この調停の申し立てを受けて、今後調整協議がなされ、三次市開発公社の方針決定後、三次市としての対応決定が必要となる現状であります。

この現状を踏まえ委員会としての意見を申し上げます。

1、問題発生から既に2年が経過しようとしており、市としてこの問題に積極的に関与し、一日も早い解決を図られたい。

2、三次市開発公社の債務処理について、市民の理解を得られる方法で解決できるよう、最大の努力をされたい。

3、市民の関心の高い課題であり、途中経過も含め、市民への説明責任を十分果たされたい。

最後に、問題の重要性にかんがみ、引き続いての市議会としての審査の必要性を申し添え、総務常任委員長報告といたします。

○議長（木村春雄君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 総務常任委員長報告8件

議案第22号 三次市公共施設等整備基金条例（案）

議案第24号 三次市防災会議条例及び三次市水防協議会条例の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市職員の勤務条件の見直しのための関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第26号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第32号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）

議案第36号 指定管理者の指定について

議案第37号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（木村春雄君） 日程第2、議案第22号三次市公共施設等整備基金条例（案）外7議案を一括議題といたします。

議案8件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求めらる）

○議長（木村春雄君） 宍戸総務常任委員長。

〔総務常任委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○総務常任委員長（宍戸 稔君） 今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案8件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月7日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第22号三次市公共施設等整備基金条例（案）外議案7件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第22号については、市が所有する公共施設の整備について、将来的視点に基づいたガイドラインを明確にし、計画的な整備を図りたい。

次に、議案第24号三次市防災会議条例及び三次市水防協議会条例の一部を改正する条例（案）については、災害派遣された方や災害現場に詳しい人材を三次市防災会議及び三次市水防協議会の委員に入れて、防災及び水防の確実で実効性のある対策の実施に努められたい。

次に、議案第25号三次市職員の勤務条件の見直しのための関係条例の整備等に関する条例（案）については、病気休暇を取得する職員の早期かつスムーズな職場復帰ができるよう、条例の適正な運用を図るとともに、今後臨時的任用職員の処遇改善も図られたい。

最後に、議案第32号三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）については、企業誘致の優遇措置や立地条件等、三次市の優位性等を広く周知するとともに、多様な措置も検討しながら、強力かつ早期に企業誘致の実現を図られたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（木村春雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号外7議案を採決いたします。

議案8件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第22号外7議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第22号外7議案は可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 教育民生常任委員長報告8件

議案第28号 三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第29号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第30号 三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

議案第31号 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

(案)

議案第34号 三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(案)

議案第35号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

請願第1号 障害者総合福祉法の制定を求める意見書の提出について

請願第2号 幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策について

○議長(木村春雄君) 日程第3、議案第28号三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)外5議案及び請願2件を一括議題といたします。

議案6件及び請願2件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求め)

○議長(木村春雄君) 保実教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 保実 治君 登壇]

○教育民生常任委員長(保実 治君) 皆さんおはようございます。

教育民生常任委員長報告をいたします。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案6件及び請願2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月7日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第30号三次市介護保険条例の一部を改正する条例(案)については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第28号三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)外議案4件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、請願第1号障害者総合福祉法の制定を求める意見書の提出について及び請願第2号幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策については、審査の結果、願意妥当と認め、全員一致をもって採択してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第28号については、学校給食調理場の再編、統合に当たって、保護者等に対して早い時期に情報を提供し、説明責任を果たされたい。

次に、議案第30号について申し上げます。

1、介護保険料の改定に当たっては、協議経過等について早目に情報を提供するとともに、住民等に対して十分な説明を行い、理解を得る努力をされたい。

2、次期3年間の介護保険事業については、第5期介護保険事業計画案に記載されているとおり、年度ごとに事業の進捗状況、運営状況等を公表し、住民等に対してわかりやすい情報提供に努められたい。

3、今後も介護等認定者の増加が予測される中、介護給付費の抑制へ向けて、引き続き介護予防事業の取り組みを強化されたい。

4、介護保険料については、県内各市町においても増額改定案が発表されており、将来における介護保険財政の基盤安定化のため、介護保険制度自体の抜本的な見直しについて、国等に対して要請されたい。

以上述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（木村春雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いしたいと思います。

まず、反対討論を願います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） ただいまの教育民生常任委員長報告のうち、議案第30号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について反対の討論を行います。

本条例案は、介護保険料の基準額を年額4万8,840円、月額4,070円を年額6万9,008円、月額にして5,751円に41%以上も引き上げるものであります。一番所得の低い層でも年額1万円以上の大幅引き上げ案であります。

市は、前期の保険料を引き上げていなかったことにより今回の改定率が大きくなったと説明をされますが、私ども日本共産党が行った市政アンケートでも、介護保険料が高いという声がたくさん寄せられました。もはやこれ以上の引き上げは限界であると言わざるを得ません。

もともとこの介護保険制度が抱える矛盾として、高齢化が進み、介護サービスがふえる、あるいは施設の充実を図れば図るほど保険料の引き上げに連動するという制度上の大きな問題があります。委員長報告にありましたけれども、制度の抜本の見直しが必要であります。

同時に、この介護保険制度が導入されたとき、これまで国庫負担が50%であったものが4分の1にまで半分に引き下げられ、これが介護保険財政を大きく悪化の方向に導いている原因であります。

さらに、この介護保険財政を維持するために、それぞれの自治体は一般会計からの繰り入れによって保険料の軽減を図っております。三次市においてもこれをやられていることについては承知しておりますけれども、さらにこの増額を求めるものであります。

こうしたことに対し国は、保険料の全額免除及び収入に着目した一律減免、一般財源の繰り入れは適当でないという3基準を強調しておりますが、もともと介護保険事業は各自治体の自治事務であり、国の指導は助言にすぎません。実際に各地の市町村が、一般会計の繰り入れにより保険料、利用料の減免や保険料の独自軽減を実現をしております。国の不当な介入をはね

返し、保険料の負担軽減、減免制度などの拡充を図ることが今とりわけ求められておると考えます。

以上、今度の大幅な介護保険料引き上げ案に対し、これ以上の増額は到底容認することはできないとの理由により反対とするものであります。

○議長（木村春雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） これをもって討論を終わります。

これより議案第28号外5議案及び請願2件を採決いたします。

本件は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

まず、反対討論のありました議案第30号について採決いたします。

議案第30号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村春雄君） 起立多数であります。

よって議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号外4議案及び請願2件を一括して採決いたします。

議案5件に対する委員長の報告は可決であります。

次に、請願2件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

議案5件及び請願2件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第28号外4議案は委員長の報告のとおり可決されました。

請願第1号障害者総合福祉法の制定を求める意見書の提出について及び請願第2号幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策についてはいずれも採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 産業建設常任委員長報告3件

議案第23号 三次市有林条例（案）

議案第27号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第33号 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

○議長（木村春雄君） 日程第4、議案第23号三次市有林条例（案）外2議案を一括議題といたします。

議案3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 大森俊和君、挙手して発言を求めらる）

○議長（木村春雄君） 大森産業建設常任委員長。



〔産業建設常任委員長 大森俊和君 登壇〕

○産業建設常任委員長（大森俊和君） 産業建設常任委員長報告を行いたいと思います。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月7日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め慎重に審査をいたしました。

議案第23号三次市有林条例（案）外議案2件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第27号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）については、1、建築確認申請等の手数料について、引き上げに至った経過や改正された内容等を十分周知し、市民の理解を得よう努められたい。2、さらなる市民サービス向上のため、建築確認申請から確認完了までの事務が迅速になされるよう鋭意努力されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられました指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

以上であります。

○議長（木村春雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号外2議案を採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第23号外2議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第23号外2議案は可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 予算特別委員長報告21件

議案第 1号 平成24年度三次市一般会計予算（案）

議案第 2号 平成24年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）

議案第 3号 平成24年度三次市診療所特別会計予算（案）

議案第 4号 平成24年度三次市介護保険特別会計予算（案）

- 議案第 5号 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 議案第 6号 平成24年度三次市土地取得特別会計予算（案）
- 議案第 7号 平成24年度三次市下水道事業特別会計予算（案）
- 議案第 8号 平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）
- 議案第 9号 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）
- 議案第10号 平成24年度三次市病院事業会計予算（案）
- 議案第11号 平成24年度三次市水道事業会計予算（案）
- 議案第12号 平成23年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）
- 議案第13号 平成23年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）
- 議案第14号 平成23年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）
- 議案第15号 平成23年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）
- 議案第16号 平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）
- 議案第17号 平成23年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）
- 議案第18号 平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）
- 議案第19号 平成23年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 議案第20号 平成23年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）
- 議案第21号 平成23年度三次市水道事業会計補正予算（第2号）（案）

○議長（木村春雄君） 日程第5、議案第1号平成24年度三次市一般会計予算（案）外20議案を一括議題といたします。

本件について、予算特別委員長の報告を求めます。

（予算特別委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求め）

○議長（木村春雄君） 宍戸予算特別委員長。

〔予算特別委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○予算特別委員長（宍戸 稔君） 予算特別委員会の委員長報告を行います。

今期定例会において予算特別委員会に審査付託となりました議案21件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議会改革の一環として、今回の審査から分科会は設けず、特別会計、企業会計を含めてすべての予算案について、去る2月29日から3月14日までの5日間にわたり、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第1号平成24年度三次市一般会計予算（案）及び議案第4号平成24年度三次市介護保険特別会計予算（案）については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいも

のと決しました。

次に、議案第2号平成24年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）外議案18件については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その総意とされたものを申し上げます。

まず、議案第1号平成24年度三次市一般会計予算（案）について申し上げます。

1、市民ホール建設事業の用地取得費については、当初の見通し以上の予定額であり、今後の事業執行に当たっては、十分留意されたい。

2、三次駅周辺整備事業については、市の玄関口の整備という重要プロジェクトであり、にぎわいの創出のため、財源も含めて広い視野での事業実施をされたい。

3、中国横断自動車道尾道松江線の開通を控えたこの時期にあつて、道の駅整備などの地域戦略プランの主要項目の具体的な取り組みのおくれが懸念される。もっとスピード感を持って各事業に取り組まれたい。

4、みよし運動公園への大型遊具整備の事業実施に当たっては、各部署間での横断的な連携により無駄のない有効な予算執行に努められたい。

5、行財政改革の観点から、さらに経常経費等の削減を図るなど、将来の安定した財政基盤の確立を見通した予算編成に努められたい。

6、職員の定員管理は、年齢構成が将来にわたり適正に推移するよう取り組まれたい。

7、各施設及び設備の整備においては、事前に調査研究を十分に行い、所期の目的が達成され、投資効果があらわれる事業とされたい。

8、各種計画策定についての業務委託が多く見受けられる。業者任せではなく、市が主体性を持ち、計画の策定に取り組まれたい。

9、市民に対する防災や行政情報の伝達手段については、統一したシステムを早期に構築されたい。

10、適切な保育所入所措置について検討され、保育行政のさらなる充実を早期に図られたい。

11、保育所運営の長期的ビジョンを明確にするとともに、保育所現場における正規職員と臨時職員との比率解消に努めるとともに、臨時職員の処遇改善に早急に取り組まれたい。

12、みよし教育ビジョンの市民への周知を図るとともに、市民参加による具体的な施策を検討されたい。

13、新斎場については、地域や利用者の利便性に十分配慮したスムーズな運営を行われたい。

14、地籍調査事業については、その必要性にかんがみ、なお一層の事業促進を図られたい。

15、企業誘致の実現に向け、新たに市長直属となる企業誘致課の機能が十分発揮されるよう努められたい。

16、各事業実施においては、新市まちづくり計画との整合性を図り、地域間における進捗状況の差の是正に努められたい。

17、中学校の武道必修化については、十分な安全対策を講じられるなど、慎重な取り組みと

されたい。

18、業務委託や物品購入等の発注においては、可能な限り市内業者を優先したものとされたい。

19、新年度において早期事業着手ができるよう、工事請負など早い執行を行われたい。

20、安全生活支援システムの実証実験を踏まえた、より使いやすい有効なシステムの展開に向けて取り組まれたい。

次に、議案第4号平成24年度三次市介護保険特別会計予算（案）について申し上げます。

1、介護認定率が県内他市町より高い現状について、その原因を十分把握され、対策を講じられたい。

2、介護予防事業については、引き続き取り組みを強化されたい。

次に、議案第10号平成24年度三次市病院事業会計予算（案）について申し上げます。

1、看護師配置基準7対1の早期実現に向け、よりきめ細やかな取り組みを行い、一層の強化を図られたい。

2、医師、看護師等の医療職確保のため、院内保育所の設置など、働きやすい環境と労働条件の改善に努められたい。

最後に、議案第19号平成23年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）については、三良坂町仁賀浄水場の硬度上昇問題について、地域住民の健康、生活に大きく影響を及ぼすものであり、抜本的な対策を早期に実現されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後施策に十分反映していただくよう要望し、予算特別委員長報告を終わります。

○議長（木村春雄君） ただいまの委員長に対する質疑は、予算特別委員会において既に行われていますので、省略いたします。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いしたいと思います。

まず、反対討論を願います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） ただいまの予算特別委員長報告のうち、議案第1号平成24年度三次市一般会計予算（案）及び議案第4号平成24年度三次市介護保険特別会計予算（案）について反対の討論を行います。

まず、議案第1号であります。先ほど議案第30号の反対討論で趣旨は述べております。私は、この介護保険料の大幅引き上げを回避するために、一般会計からのさらなる繰り入れを行うべきというふうに考えます。一定程度の繰り入れはあります。しかし、さらに大幅引き上げを回避するための繰り出しを行うべきということを主張するものであります。

一般会計予算案の中には、市民生活を守るためのさまざまな施策に基づく予算が計上されておることは認めるものであります。やはり高齢者の皆さんの大幅な負担増につながる介護保

除料の引き上げを回避するための措置が十分でないということをもって、この議案第1号に反対するものであります。

次に、議案第4号三次市介護保険特別会計の24年度の予算案についてであります。これも大幅な引き上げを前提とした予算案になっているということを理由として反対するものであります。

以上です。

○議長（木村春雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） これをもって討論を終わります。

これより議案第1号外20議案を採決いたします。

本件は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

まず、反対討論のありました議案第1号について採決いたします。

議案第1号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村春雄君） 起立多数であります。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、同じく反対討論のありました議案第4号について採決いたします。

議案第4号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村春雄君） 起立多数であります。

よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号外18議案を一括して採決いたします。

議案19件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案19件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第2号外18議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第49号 三次市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改正する  
条例（案）

○議長（木村春雄君） 日程第6、議案第49号三次市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の

一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程となりました議案第49号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第49号三次市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、向江田地区農業集落排水処理施設の増設部分を平成24年4月1日から供用開始することに伴い、関係条例であります三次市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、本条例別表第1中、向江田地区農業集落排水処理施設の排水処理区域に和知町の一部を追加し、計画処理人口を1,960人に改めようとするものであります。

以上、議案1件について、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木村春雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第49号は委員会の付託を省略することに決しました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第40号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第41号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第42号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（木村春雄君） 日程第7、議案第39号から議案第42号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（木村春雄君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程となりました議案第39号から議案第42号までの議案4件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第39号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の中村芳昭氏の任期が平成24年6月30日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、同氏を引き続き同委員として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第40号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の野村孝子氏の任期が平成24年6月30日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、同氏を引き続き同委員として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第41号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の丸山充信氏の任期が平成24年6月30日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、新たに堂前洋子氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

最後に、議案第42号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の久保昇氏の任期が平成24年6月30日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、新たに河野教恩氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木村春雄君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第39号についてお諮りいたします。

本案は異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第39号は異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第40号についてお諮りいたします。

本案は異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第40号は異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第41号についてお諮りいたします。

本案は異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第41号は異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第42号についてお諮りいたします。

本案は異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第42号は異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第43号 三次市監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長（木村春雄君） 日程第8、議案第43号三次市監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程となりました議案第43号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第43号三次市監査委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市監査委員の田邊宣昭氏の任期が平成24年4月29日をもって満了することに伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、同氏を引き続き三次市監査委員として選任することについて、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木村春雄君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。お諮りいたします。



本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よって議案第43号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第44号 三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長(木村春雄君) 日程第9、議案第44号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま上程となりました議案第44号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第44号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公平委員会委員の古永雅則氏の任期が平成24年4月29日をもって満了することに伴い、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同氏を引き続き三次市公平委員会委員として選任することについて市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(木村春雄君) 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よって議案第44号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第45号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

議案第46号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

○議長(木村春雄君) 日程第10、議案第45号及び議案第46号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程となりました議案第45号及び議案第46号の議案2件について御説明申し上げます。

最初に、議案第45号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の高野隆行氏の任期が平成24年4月29日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員に委嘱することについて、三次市における法令遵守の推進等に関する条例第5条第3項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は2年となっております。

次に、議案第46号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の大井睦子氏の任期が平成24年4月29日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員に委嘱することについて、三次市における法令遵守の推進等に関する条例第5条第3項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は2年となっております。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木村春雄君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第45号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第45号は同意することに決しました。

次に、議案第46号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第46号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第47号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

議案第48号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長（木村春雄君） 日程第11、議案第47号及び議案第48号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程となりました議案第47号及び議案第48号の議案2件について御説明申し上げます。

最初に、議案第47号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育委員会委員の藤原博巳氏の任期が平成24年5月13日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

次に、議案第48号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育委員会委員の児玉一基氏の任期が平成24年5月16日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木村春雄君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第47号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第47号は同意することに決しました。

次に、議案第48号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第48号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 発議第1号 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

○議長（木村春雄君） 日程第12、発議第1号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 久保井議員。

〔8番 久保井昭則君 登壇〕

○8番（久保井昭則君） ただいま御上程となりました発議第1号三次市議会委員会条例の一部を

改正する条例（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、竹原孝剛議員、林千祐議員、國岡富郎議員、伊達英昭議員、福岡誠志議員、宍戸稔議員、新家良和議員と私久保井昭則でございます。

本案は、行政組織条例の一部改正により企業誘致課が市長直属の部署となったことに伴い、関係条例である三次市議会委員会条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容は、第2条中、総務常任委員会の所管に企業誘致課を加えようとするものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（木村春雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第2号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書（案）

○議長（木村春雄君） 日程第13、発議第2号障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（19番 平岡 誠君、挙手して発言を求め）

○議長（木村春雄君） 平岡議員。

〔19番 平岡 誠君 登壇〕

○19番（平岡 誠君） おはようございます。

ただいま御上程となりました発議第2号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、黒瀬健郎議員、林千祐議員、久保井昭則議員、福岡誠志議員、須山敏夫議員、保実治議員、新家良和議員と私平岡誠でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第2号

障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書（案）

我が国では、障害のある人も障害のない人とともに、地域社会で生活できる仕組みをめざした障害者自立支援法が平成18年4月に施行されたが、施行直後から、新たに導入された応益負担制度をはじめ、様々な問題が指摘されてきたところである。その後政府は、障害者自立支援法訴訟の原告との間で、「速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実現する。」との基本合意を平成22年1月に交わした。

一方、国連では平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に90カ国以上が批准を終えているが、我が国は国内法が未整備のため、いまだに批准できていない状況にある。

これらの問題解決に向けて障害者制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月に、内閣府における「障がい者制度改革推進本部」の下に「障がい者制度改革推進会議」が設置された。その推進会議での検討を踏まえて、平成23年7月に障害者基本法の改正が行われ、また、同年8月には同推進会議総合福祉部会において「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がとりまとめられ、9月26日に内閣府担当大臣に提出されたところである。

しかし、本年2月8日に厚生労働省から示された法案は、障害者自立支援法の一部改正にとどまる内容であり、障害者を権利の主体にという理念は消え、利用者負担、障害程度区分やサービス体系等多くの課題を先送りしており、基本合意や総合福祉部会の骨格提言を反映させたものとは言い難い。

基本合意の趣旨及び骨格提言の内容が反映された障害者総合福祉法こそが、障害当事者が人間としての尊厳を尊重され、ニーズにあった支援サービスを受けることを可能とするものである。それは、障害の有無にかかわらず、全ての住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する道を開くものであり、全ての国民の福利にかなうものである。

よって政府においては、推進会議総合福祉部会が取りまとめた骨格提言を最大限尊重し、反映させた障害者総合福祉法（仮称）を確実に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年（2012年）3月16日

三 次 市 議 会

以上であります、全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（木村春雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よって発議第2号障害者総合福祉法(仮称)の制定を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長(木村春雄君) 日程第14、選挙管理委員及び補充員各4人の選挙を行います。

まず、選挙管理委員について行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、上志和地町深水正道氏、君田町東入君田中恵子氏、三良坂町灰塚今井純子氏、甲奴町梶田向井敏洋氏を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました以上の4人を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました深水正道氏、田中恵子氏、今井純子氏、向井敏洋氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員について行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項により指名推選によりたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員の補充員に、順位1位、布野町下布野山本昭信氏、順位2位、作木町光森甲亀崎美紀氏、順位3位、吉舎町矢野地早川安明氏、順位4位、三和町羽出庭辰川猛氏を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました以上の4人を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました順位1位山本昭信氏、順位2位亀崎美紀氏、順位3位早川安明氏、順位4位辰川猛氏が選挙管理委員の補充員に当選されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 閉会中継続審査申出事件4件

(総務常任委員会)

平成23年
陳情第4号 財団法人三次市開発公社の債務処理について

平成23年
陳情第5-1号 三次市粟屋町前大平地区の生活環境の整備について

(教育民生常任委員会)

平成23年
請願第1号 国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書の提出等について

平成23年
陳情第5-2号 三次市粟屋町前大平地区の生活環境の整備について

○議長(木村春雄君) 日程第15、委員会における閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の平成23年陳情第4号財団法人三次市開発公社の債務処理については、本委員会で継続審査中であるため、及び平成23年陳情第5-1号三次市粟屋町前大平地区の生活環境の整備については市全域的な施策として引き続き調査研究が必要であるため、また教育民生常任委員長から、目下委員会において審査中の平成23年請願第1号国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書の提出等については国の動向を見きわめる

調査研究する必要があるため、平成23年陳情第5－2号三次市栗屋町前大平地区の生活環境の整備については市全域的な施策として調査研究が必要であるため、それぞれ継続審査としたい旨、会議規則第70条の規定により申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よって総務常任委員長及び教育民生常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

平成24年3月三次市議会定例会を閉じるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、2月29日以来17日間にわたり、終始熱心に御審議をいただき、本日滞りなく平成24年度会計予算を初め多くの重要案件が議了しましたことを、議長といたしまして深くお礼を申し上げたいと思います。

成立を見ました各議案につきましては、今後適切な執行を進められ、市勢の発展に一層の御尽力を尽くされるようお願いいたします。

議員各位におかれましては、次期選挙も近づいてまいりましたが、どうかくれぐれも御自愛の上、御奮闘されるよう念願する次第であります。

また、次期選挙に立候補されない各議員におかれましては、今後ますます御健勝に努められ、三次市発展のために御指導、御尽力いただきますよう心からお願い申し上げます、甚だ簡単ではありますが、閉会のごあいさつといたします。

これにて平成24年3月三次市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時12分——



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年3月16日

三次市議会議長 木村春雄

会議録署名議員 林千祐

会議録署名議員 近藤勉